

日本における社会福祉士実習の過去・現在・未来

白澤政和

桜美林大学大学院 老年学研究科

The Past, Present and Future of Field Education
for Would-be Certified Social Workers in Japan

Masakazu Shirasawa, Ph. D

Graduate School of Gerontology, J. F. Oberlin University

【Summary】

This study seeks to explain the position of field education in the training for would-be certified social workers from its inception to the present time, and proposes possibilities for field education within the education of certified social workers in the future. The first exams providing a qualification in training and education of certified social workers began in 1989, and then, following revisions to the certified social workers' system in 2007, the situation as regards field education changed dramatically. In effect, a system was created that allowed certified social workers to train and nurture the next generation of certified social workers through field education. However, while the reforms raised the quality of the field education, they did not stretch to more qualitative improvements in the form of increasing the time available for field education. In Japan, students of social work engage in 180 hours of field education as part of their education. This pales in comparison to the amount of time spent on field education in other countries worldwide. Moreover, surveys conducted within Japan show that many field education scholars and field instructors involved with the education and training of certified social workers believe that the time spent on field education should be increased. In Japan in the near future, discussions will be taking place on the training of certified social workers. The conclusions that are reached on the time allocated for field education in such training will be a key issue for a profession in which the goal has always been to produce human resources of the highest standard in terms of practical skills.

Keywords :Japan, Certified social workers, Field education, Allocated time

【要旨】

本報告は、日本における社会福祉士養成教育において実習をいかに位置付けて教育してきたかを、その発端から今日に至るまでの経過を説明し、今後の日本での実習教育にあり方について、提案するものである。日本の社会福祉士養成教育は 1989 年に資格試験始まり、2007 年の社会福祉士制度の改正に伴う、実習教育は大きく変わってきた。結果的に、社会福祉士が社会福祉士になる卵を育てる実習体制ができたと言える。但し、その改革は実習の質を高めることでの成果であり、実習時間といった量的な改革にまで至ることができなかった。この実習時間 180 時間は、国際的にも、他の国のソーシャルワーカー養成での実習時間に比べても見劣りがしている。他方、国内にあつての調査からは、社会福祉士の養成に関わる人々から、実習時間を拡充すべきとの意見がみられる。日本では、社会福祉士養成についての見直しの議論を行うことになっており、ここで実習時間についてどのような決着をつけるかは、今日まで、実践能力の高い人材の養成を目指してきた社会福祉士養成教育での試金石となる。

キーワード： 日本、社会福祉士、実習教育、実習時間、

はじめに

日本では国家資格として社会福祉士制度ができたのは1987年5月21日に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」であり、1989年から試験が始まり、同年に168名の社会福祉士を輩出したことに始まる。そして、その後25年が経ち、2014年での社会福祉士国家資格総取得者数は177,896名に及んでいる。

この間に社会福祉士の数は徐々に増加してきたが、社会福祉士制度は様々な課題に直面している。以下のその現状を列挙してみる。

- ① 社会の側では福祉領域だけでなく、医療、雇用、学校、司法等の多様な領域で社会福祉士を必要とするニーズは増大してきているが、社会福祉士になりたいという大学への入学志望者数は減少しており、定員割れを起こしている大学も多くなっている。
- ② 社会福祉士国家資格の合格率は他の医療系専門職に比べて依然として極めて低い状態が続いている。
- ③ 社会福祉士の上級資格として認定社会福祉士制度を創設したが、資格取得希望者が少ない。

こうした状況にあり、実習のあり方を再検討することが、上記の課題に対する解決の一つの糸口になるのではないかと考える。そのため、本稿では、まずは、社会福祉士資格が創設された時点での実習制度の実態と課題を示し、次に2007年度に「社会福祉士及び介護福祉士法」改正が行われ、それをもとに現在実施している実習制度の現状と課題を示すこととする。以上のように、社会福祉士実習の過去と現在を示し、そこから今後の実習のあり方を提示する。追加的ではあるが、近々、社会福祉士制度の見直し議論が再開される見込みであり、韓国との比較検討の議論だけでなく、日本での制度改革の素材にもなると考えている。

1. 社会福祉士制度創設時の実習制度

社会福祉士国家資格取得が創設された時に、カリキュラム総時間数1050時間の中に、180時間の実習が、さらに実習指導90時間、演習120時間が設けられた。その際の実習指導担当教員や実習担当者については、以下のような要件が必要であった。

<実習担当教員の要件>

- ① 大学等で実習を担当する教員
- ② 専修学校の教員として3年以上実習を担当した者
- ③ 大学院で実習に関する研究領域を専攻した修士または博士の学位取得者
- ④ 社会福祉士資格取得後、5年以上の相談援助業務に従事した経験のある者
- ⑤ 社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者

この要件は、国家資格実施以前の実習担当教員が継続して実施していくことが基本であった。なお、教員 1 人で学生 20 人以下を担当するという制限を設けた。

<実習担当者>

- ① 社会福祉士資格取得後、3 年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- ② 社会福祉主事として 8 年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- ③ 社会福祉士資格を有し、全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了した者

社会福祉士が養成されていない時期であり、現状は社会福祉主事が実質実習を担当することになったため、国家資格制度が作られる以前の実習担当者が継続して実施していくことになった。現実には、実習生は実習担当者との関係のもとで学ぶというよりは、実習施設との関係で実習が行われ、実習施設全体を学ぶ実習であった。それは、実習の契約が実習施設の管理者との提携であったことも大きい。なお、学生の実習施設数は実習学生数の 5 分の 1 以上なければならないこととされ、実習施設の確保が重要であった。

2. 創設時の実習制度の課題

当時の実習制度について議論する際に、日本の社会福祉士取得方法の特殊性を説明しておく必要がある。社会福祉士資格取得要件は大きく 2 つあり、大学で資格取得科目を受講することで受験する方法と、既に社会福祉の業務に就いている人や、今後社会福祉の仕事に就きたい人に対して、一般養成施設（専門学校）で資格取得科目を受講する方法がある。専門学校は、社会福祉士資格を出している厚生労働省所管であり、大学は文部科学省所管である。そのため、社会福祉士国家資格受講要件も、実習時間、実習担当教員、実習指導者等の基準も、厚生労働省所管の専門学校では義務化され、厚生労働省から指導を受けることになっていた。一方、大学では、こうした基準すべてが努力義務に過ぎず、実際に数十時間程度の実習で、資格試験を受験させていた大学も散見されるという状況が生じていた。

また、社会福祉士制度が創設された当時とは社会福祉士が働く場も変化していった。特に、高齢者領域で社会福祉士が就労する領域が拡大していったが、依然として従来の領域での実習施設に留まっていた。また、社会福祉士資格は厚生労働省社会・援護局が所管であったこともあり、病院・診療所を所管するのは医政局であるため、社会福祉士は病院・診療所の医療ソーシャルワーカーに就いているにも関わらず、病院が実習施設には含められていなかった。これについては、2007 年の社会福祉士制度改正直前に、病院・診療所を実習施設に加えられることになった。

また、実習内容についてはほとんど規定がなかったため、多くの課題を抱えていた。特に、介護実習と社会福祉士実習とを峻別する必要があった。当時から特別養護老人ホームでの実習が多くを占めていたが、そこでの実習内容が主として介護実習の要素が大きいということがあった。これは、実習施設全体について学ぶ実習ということで、生活相談員といった相談援助職のもとで実習を積み重ねるにはどうすればよいのかの議論が生じていた。

3. 2007年の社会福祉士制度改革における実習の位置づけ

以上のような状況にあり、2004年頃から社会福祉士および介護福祉士制度の見直しの機運が高まり、2007年の制度改革のタイミングを、社会福祉士養成関係者は社会福祉士制度を発展させる千載一隅のチャンスと捉え、社会福祉士資格改革に取り組むことになった。2006年4月に『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』（日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会）の意見書を出しているが、制度改革に向けて社会福祉士制度の基本的な課題を、以下のように整理している。

「社会福祉士及び介護福祉士法」は、「援護、育成又は更生の措置を要する者」を対象に、「正常な社会人として生活できるよう援助すること」を意図しており、社会福祉士制度は措置制度時代の援助を想定したものである。1990年の社会福祉関係8法改正や2000年の社会福祉基礎構造改革で、社会福祉の理念は、福祉の対象を普遍的に捉えるとともに、援助についても、行政が「保護・指導」する措置から、利用者本位で「支援・援助」する契約へと変化してきた。このように、社会福祉の対象も援助のあり方も発展・変化したが、社会福祉士の基本的理念や資格の枠組みについては依然として旧来のまま今日に至っており、社会福祉法と社会福祉士業務の間に深刻な乖離が生じているとの認識であった。

社会福祉士の業務は第一種・第二種社会福祉事業だけでなく、より広範な社会福祉を目的とする事業を経営する者、そして社会福祉に関する活動を行う者にまで広がっている。しかし社会福祉士については実習施設やその職種範囲からもわかるとおり、措置制度での社会福祉事業を想定したものとなり、社会福祉の担い手の拡大に対応したものとなっていない。社会福祉法は、利用者本位のサービス提供を進めるための福祉サービス利用援助を規定しており、その担い手として社会福祉士が期待されている。サービスの適切な利用援助などの支援が重要になっており、業務の見直しが求められている。

さらに、社会福祉士の活動領域は、社会福祉領域だけではなく、医療、司法、教育など広範な分野に拡大しつつあるが、社会福祉士は、社会福祉六法の各分野における制度と援助技術を積み上げ・組み合わせたものとなっており、業務の広がりに対応できていない。

現行の社会福祉士の業務は、伝統的なイメージでの「相談援助者」である。しかし、今後の業務のあり方としては、多様な社会サービス間のコーディネーター・メディエーターを通じて、利用者の持つ課題の解決を図るという業務を中心に、直接的なサービス提供から社会福祉に関わるプログラムや施設・機関の管理運営にまで及ぶ広範な内容を持つ業務として捉えられることが求められている。

以上のような課題分析のもと、社会福祉士制度改正では、社会福祉士養成関係者は、次の2つのスタンスで臨むこととした。

- ①社会福祉専門職の業務を社会福祉主事から社会福祉士へ移行することで、社会福祉士の職域拡大を進め、同時に労働条件や労働環境を充実することで、社会福祉士の社会的地位の向上を図る。
- ②社会福祉士養成教育において実践能力を有した優秀な学生を育成するよう、社会福祉士養成校の教育を見直し、改善していく。具体的には、カリキュラム、実習・演習のあり方、実習時間を含めた実践能力を高める教育体系の確立を目指して、抜本的に見直し・改善を進めていく。

これらのスタンスの中で、①は対外的な働きかけであり、②は社会福祉士養成校に向けての働きかけであった。②の実践的能力を有した人材養成を、この改革の基本に据え、特に実習制度の見直しを最重要事項とした。ここでは実習を「質的」および「量的」に充実することを目標に掲げ、厚生労働省との交渉や委員会での発言を行っていった。その根拠は、2005年に日本社会福祉士養成校協会が研修に参加された実習担当教員に対するアンケート調査で、「実習時間が短すぎる」という量的問題と「実習内容が伴っていない」という質的問題が多数指摘されたことにある。

以上のようなことを受けて、日本社会福祉士養成校協会は2006年6月に臨時総会を開催し、最低必要な実習時間数を、他の国のソーシャルワーク教育や、日本国内の医療や介護専門職の実習時間数を考慮し、また実習担当教員の調査結果を受けて、指定科目の組み替え、実習指導者や実習指導教員の資格要件の設定、精神保健福祉士との関係の考慮に加えて、現行の180時間実習を2倍の360時間実習に拡大することを決議し、厚生労働省に申し出て、実習時間の延長を社会福祉士養成制度改正の中心の柱に据えて臨んだ経緯がある。

4. 社会福祉士養成制度改革と実習の枠組

最終的に、社会福祉士養成に関わり改正された内容は、以下の4点に集約できる。

- ① 教育時間数を、1050時間から1200時間に拡充した。
- ② 相談援助に関する科目である相談援助技術を120時間から180時間に、演習

を 120 時間から 150 時間に拡充した。

- ③ 新たな科目として、就労支援、成年後見、更生保護といった社会福祉士の就労の場が期待される分野に関する科目を増加した。
- ④ 実習・演習科目の充実として、実習担当教員と演習担当教員の講習会の受講を新たに義務化し、演習・実習担当教員は学生 20 名について 1 人以上配置し、実習を指導する実習指導者の実習指導方法に関する講習会受講の義務化を行った。

これら 4 つの改革は実践能力のある社会福祉士の養成を目指し、座学や実習でもってソーシャルワーク能力を高め、新たな領域でも働ける人材を確保することにあつた。同時に、これらの規定は専門学校のみ義務化されるものであり、大学は努力義務で留まっていたが、大学における実習と演習部分については、文部科学省と厚生労働省が協働で管理していくこととなり、大学も実習と演習については監査・指導の対象となった。実習や演習科目は試験では評価し難く、教育内容や実習指導体制等に学校間の差異がみられることもり、大学も専門学校と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図ることになった。

実習で学ぶ内容が明確化され、以下のような 3 つをねらいにして、8 つの指導内容を修得することがシラバスとして示され、これに合わせて実習が実施されることになった。

<社会福祉士実習のねらい>

- ① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、実践的な技術等を体得する。
- ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ③ 関連分野の専門職との連携のあり方、その具体的内容を実践的に理解する。

<社会福祉士実習の指導内容>

- ① 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
- ② 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
- ③ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成
- ④ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価
- ⑤ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践
- ⑥ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解
- ⑦ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践

- ⑧ 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

このカリキュラム内容を実現するために、実習担当教員や実習担当者の要件を整え、その業務を明確化した。実習担当教員については、以下の要件と業務が明記された。

<実習担当教員要件の変更と業務内容>

実習担当教員には、実習を効果的に実施するために必要となる実習前指導、実習受入施設の実習指導者との協議や実習後指導等を行うための知識と技能が求められる。そのため、実習担当教員の要件については、以下の3つのいずれかの要件を満たす必要がある。

- ① 実習を5年以上担当して経験のある教授、准教授、講師（非常勤を含む）、助教、
- ② 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験がある者
- ③ ①や②に該当しないが、実習担当教員研修会の課程を修了した者

実習担当教員は週1回以上の定期巡回指導を行うことになっているが、これが難しい場合には、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、大学で指導する日を設け、指導することもできることになった。

<実習指導者の要件の変更と業務内容>

実習受入施設の実習指導者については、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、実習指導講習会の課程を修了した者となった。ここに、実習教育方法を学んだ社会福祉士が社会福祉士になろうとする人材養成をすることという、本来の体制が確立したといえる。

<実習施設の追加>

実習の対象となる施設を、独立型社会福祉士事務所、有料老人ホーム、第三者評価機関、司法関係分野等に拡大することになった。

<実習時間>

実習時間数については、実習担当教員や実習指導者を含めた実習体制の見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、必要があれば、拡充する方向で検討することになった。なお、180時間の実習時間の内で、相談援助の一連の過程を網羅的および集中的に実習するため、1つの施設で120時間以上実習を実施することになっている。

結果的に、実習については、質的な改善は進められ、大学においてもこうした基準が厳守されることにはなったが、実習時間という量的な改善については、見送られることになった。

ただ、厚生労働省は現在実施してる実習での質的改革が着実に実施されてい

る見通しが立てれば、実習時間の拡充が必要であれば、その方向で検討することが約束されている。

5. 今後の社会福祉士実習の課題

日本では、前回の2007年の改革を受け、5年後に再度見直しをすることになっており、現在その時期を迎え、社会福祉士制度全般の見直しが始まろうとしている。今回の見直しは、実習に限って言えば、第1は2007年に実施した実習の質の改革がどのような成果を得られたかを評価し、見直しすることである。第2は、積み残してきた実習時間の伸長について決着をつけることである。第3は、2007年以降に起こってきた社会福祉の変化に合わせたカリキュラムにどのように変更するかである。

その準備のため、日本社会福祉士養成校協会では、実態調査を実施しており、実習に関しても調査され、その分析もなされている。

これは、2015年3月にまとめられた『社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業』であるが、1つは、制度改正前の2005年と現時点の2013年の社会福祉士実習内容の違いを明らかにするため、2時点で実習学生が書いた実習報告書を分析することで、現在の社会福祉士実習の評価をすることであった。第2は、実習受入機関である社会福祉法人の管理者を対象にした実習に対する意識を明らかにしたものである。第3は実習担当教員等や実習指導者を対象に調査したもので、現状の実習についての評価と今後のあり方について尋ねている。

その結果、第1の実習報告書の比較調査からは、2013年の実習報告書では、「相談」「信頼関係」「連携」といったソーシャルワークを意識した専門用語や、「アセスメント」「計画取」といったソーシャルワーク過程の語彙が2005年に比べて増加し、逆に「介護」「介助」「ケア」といった語彙が減っており、前回の実習制度の改正によりソーシャルワークをより意識した実習が行われるようになったことを意味しており、実習改革の成果が着実にでていることを示している。

第2の実習受入機関の社会福祉法人経営者調査では、実習受入の経験がある法人は3分の1程度であるが、実習受入施設の経営者は、実習の受入に積極的であり、「専門職の後進育成」と「職員自身の成長」を実習受入の目的にしており、実習生受入に熱意がうかがわれた。実習受入の経験をもつことが、施設や機関の水準を高めていくことと関係しており、実習受入施設の拡大が課題であることが分かった。

第3の実習担当者や実習担当教員の調査では、今までの課題であった実習時間についての評価は、実習指導者は現行の180時間以上の実習時間が適当とす

る意見が多かったが、実習受入が可能な時間数になると現状の 180 時間とする者が多くなっている。一方、実習担当教員は実習期間を現状の 180 時間維持か、やや増加する意向が強かった。こうした結果から、実習時間を増加するためには、実習施設や実習指導者の拡大、さらには効果的・効率的な実習指導方法の開発が条件になることが分かった。

以上の調査結果も踏まえて、今後の日本の社会福祉士実習教育のあり方を示してみる。

6. 今後の社会福祉士実習の充実に向けて

実習教育を強化することは、実践能力のある人材づくりになる。これを実現していく上では、前回の制度改革では実習の質を高めることに重点が置かれ、積み残してきた実習時間の増加が最大の課題である。逆に言えば、実習の質の確保で土台が確保でき、今後は量的に発展していくことが求められている。

現在日本では、実践現場での医療・福祉系専門職種での連携、教育現場での **Inter Professional Education**（専門職連携教育）の実践が進められている。その際に、それぞれの専門職や学生が一定の水準を確保することが必要であるが、合同教育や社会人になった時点で対等なレベルの水準が確保できるのかと危惧がある。他の専門職種においては、看護師養成では 1,035 時間、理学療法士・作業療法士では 810 時間、介護福祉士 450 時間、保育士 240 時間の実習時間となっている。

また、海外のソーシャルワーク教育では、アメリカの **CSWE**（**Council on Social Work Education**）は、学部ソーシャルワーカー（**BSW**）養成の実習時間を 400 時間以上（修士課程：900 時間以上）に設定しており、各大学は設定された時間数を大幅に超える実習を実施している。カナダでは学部ソーシャルワーカーは 700 時間以上（修士課程：BSW は 450 時間以上、他は 900 時間）、イギリスは学部・大学院共に 2 か所実習で 200 日であり、オーストラリアは 1000 時間となっている。

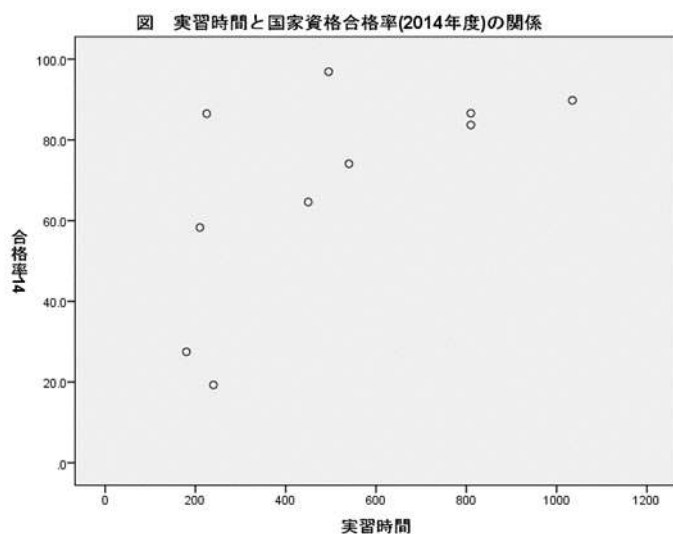
北東アジアでみると、中国は国が実習時間を義務化していないが、多くの大学では 400 時間実習（演習と合わせて 800 時間）が行われており、台湾も受験要件として実習時間は規定されていなかったが、2013 年より 400 時間以上と明記され、両者はアメリカの **CSWE** 基準をグローバルスタンダードとした実習時間を設定しようとしている。それに比べて、日本の 180 時間や韓国の 120 時間は、世界的にも、北東アジアにおいても少ない実習時間であり、重要な課題となっている。

そこで、日本で実習の充実が及ぼす波及効果について、以下の整理してみる。

① 学生の実習教育に対して、既存の質的アップに加えて、量的アップをするこ

とで、今まで目指してきた実践能力の高い人材を名実ともに輩出することができる。

- ② 質の高い実習指導体制のもとで、実習時間が増えれば、ソーシャルワーカーへのアイデンティティをさらに高めることができ、ソーシャルワーカーになりたいという意欲が高くなる。現状では、社会福祉士資格を取っても、社会福祉領域での仕事に就かない者が多くおり、こうした学生の数減らすことに貢献できる。
- ③ 日本における社会福祉士の国家資格合格率は他の専門職に比べて低く、2014年度は27.5%であった。それで、医療専門職（看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語療法士）や福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）の実習時間と国家資格合格率の相関をみると、図のように、0.637と相関があり、5%水準で有意である。ここから、推測できることは、実習内容の水準を高めることは基本であるが、さらに実習時間を強化することで、実践能力のある人材づくりになり、個々の学生が資格試験の受験にも意欲を高めることになり、一方社会的には試験結果の評価よりも、日常の養成教育が相対的に高く評価されることになり、合格率のアップにもつながっていくと予測できる。



④ 社会福祉士の合格率が低いことで、社会福祉士養成の大学を敬遠している高校生に対して、多くの可視化できる仕事先がある以上、合格率をあげることで志望者が増加することが期待できる。

⑤ ソーシャルワークにアイデンティティを持った人材を迎え入れることで、仕事に就いても、学習意欲が継続

され、キャリアパスである認定社会福祉士制度などへのチャレンジ意識が高まることになる。

以上のようなことから、「はじめに」で示した課題の解決にも、実習時間を拡充することは、多少は貢献できるものと考えられる。

さらに、今後の大学教育が一層グローバル化していく。そうした中で、留学生に対する単位互換や資格制度の互換性を促進していくためには、養成教育の水準を揃えていく必要がある。日本学術会議社会福祉学分科会は2015年に『報

告 社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』を出しているが、ここでは、「グローバル化の視点に立って、北東アジアにおける日本の社会福祉学教育の在り方を点検する必要がある。とりわけ、中国、韓国、台湾等から多くの留学生が社会福祉系大学で学んでおり、こうした学生が母国等に戻った際に、研究や実践面での連続性が確保できるよう教育体制を整えていく必要がある」としている。EU ではソーシャルワーク教育や資格制度の相互互換についての検討が始まっている。既に、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス等ではソーシャルワーク資格の互換の仕組みがあり、その際の要件としては、履修科目やそのシラバスだけでなく、実習時間が一定水準に達しているかどうか重要な評価ポイントになっている。

そうした中に、まずは北東アジアの中で、ソーシャルワーカーの資格が相互に認められ、就労が可能になるためには、さらに世界で、ソーシャルワーカー資格者が就労できるためには、履修科目の範囲や中味以上に、実習時間数が大きな障壁になるといえる。その意味でも、日本だけでなく、韓国においても実習時間をどこまで拡大できるかが、今後のグローバル化での課題であるといえる。

現在、日本では社会福祉士制度の再見直しが始まろうとしており、質的充実を終えた後の課題が量的充実という路線は既にできており、今後はどの程度の実習時間数まで増やすことができるかの具体的な詰めが必要になっている。

ただ、その時にネックになるのが、前述した一般養成施設（専門学校）での全体としてカバーできる時間数である。ここでは、一般養成施設での社会福祉士養成教育は1年制で、現状では受講可能な時間数の限界にあり、実習時間を増やすことになれば、1年制教育から、1年6か月制教育や2年制教育に変更しなければならないことになる。あるいは、1年制教育を維持するのであれば、座学で実施している科目を少なくすることで対応しなければならない。さらに検討できることは、資格試験合格後に追加的実習を課すことも検討材料である。

いずれにしても、実習時間の拡充は、社会福祉士養成制度の枠組を大きく変えなければならない要素をはらんでおり、至難の技である。ただ、他専門職の養成や海外でのソーシャルワーカー養成の現状を考えると、実習時間数拡充の議論は避けて通れない。これを乗り越えられるかどうかは、どのような社会福祉士を育てるのかの社会福祉士養成教育関係者の熱意にかかっていると言っても過言でない。

<参考文献>

・「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について（1998年2月12日社庶第

26号 厚生局社会局長通知)」

- ・「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(2008年3月28日社援発第328001号 厚生労働省社会・援護局長通知)」
- ・『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』(日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会) 2006年4月23日
- ・『報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会、2015年6月19日
- ・『社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業』日本社会福祉士養成校協会、2015年3月
- ・松岡敦子「ソーシャルワークの資格と養成教育—カナダ」『社会福祉学事典』、日本社会福祉学会事典編集委員会、2016年、676～677頁
- ・”Australian Social Work Education and Accreditation Standards 2012 ” Australian Association of Social Workers, 2012
- ・“Education Policy and Accreditation Standards Purpose: Social Work practice, Education, and Educational Policy and Accreditation Standards ” Council on Social Work Education, 2006
- ・”Requirements for Social Work Training ” Department of Health, June 2002
- ・北東アジアでの大学におけるソーシャルワーク実習の実態については、韓国については林暁淵先生(世宗サイバー大学)、中国については徐榮先生(華東理工大学)、台湾については李光廷先生(中華民国老人福祉推進連盟・前萬能科技大学)からのヒヤリング結果による。